

公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。

- (1) 八幡市
- (2) 長岡京市
- (3) 城陽市
- (4) 宇治市
- (5) 福知山市
- (6) 京都市中京区
- (7) 京都市伏見区
- (8) 綾部市
- (9) 舞鶴市
- (10) 向日市
- (11) 宮津市
- (12) 京丹後市
- (13) 亀岡市
- (14) 京田辺市
- (15) 京都府乙訓郡大山崎町
- (16) 南丹市
- (17) 京都府久世郡久御山町
- (18) 京都市北区
- (19) 木津川市
- (20) 京都府相楽郡精華町
- (21) 京都府船井郡京丹波町
- (22) 京都府相楽郡南山城村

(目的)

第3条 この法人は、京都府内において定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定める

ものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係るものの就業の機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助し、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、これを組織的に提供すること（以下「シルバー事業」という。）及びシルバー事業の発展、拡大のための普及啓発並びに他のシルバー事業を実施する団体（以下「シルバー人材センター等」という。）がシルバー事業及びシルバー事業の発展、拡大のための普及啓発を実施する場合の支援を行うこと。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
なお、京都府知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を40時間までとすることができる。
- (3) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした技能開発講習の実施及びこれをシルバー人材センター等が実施する場合の支援を行うこと。
- (4) 高年齢者の就業に係る安全就業対策の実施及びこれをシルバー人材センター等が実施する場合の支援を行うこと。
- (5) シルバー事業の発展、拡充を目的とした調査研究の実施及びこれをシルバー人材センター等が実施する場合の支援を行うこと。
- (6) シルバー事業未実施地域でのシルバー事業を実施する場合の支援を行うこと。
- (7) シルバー事業に係る指導及び相談を行うこと。
- (8) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために、必要な事業を行うこと。
- (9) 前号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために、必要な事業を行うこと。
- (10) その他、目的を達成するために、必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「会員」という。）

をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、その事業を理解している一般社団・財団法人法第3条の法人又は権利能力なき社団で、次のいずれにも該当する者をその会員とするもので、理事会の承認を得たもの

ア 京都府に居住し、原則として60歳以上の者であること。

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望していること。

(2) 特別会員

この法人の事業に必要と認められる者で、会長が推薦し、理事会の承認を得たもの

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業に協力する京都府内に住所又は事務所がある個人又は団体で、理事会の承認を得たもの

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、理事会に別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該会員に

対し、理由を付して除名する旨を総会の 1 週間前までに通知するものとする。

3 除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するとき、並びに特別会員が第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由がなく、2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 第 5 条各号に該当しなくなったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び選任)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
 - (2) 監事 2 名以上
- 2 理事のうち、1 名を会長とし、1 名を副会長、1 名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 5 理事は、理事会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 監事は、第 46 条第 2 項に定める職員を兼ねることはできない。
- 8 理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他の法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 9 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係あるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 10 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項記載書の謄本を添えて、登記完了の日から 2 週間以内に、その旨を京都府知事に届けなければならない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、業務を掌理する。また会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画し、その職務を執行する。

5 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度ごとに、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。

(2) 理事の職務執行状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が財産の状況又は職務の執行について不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるときは、これを総会又は理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため、必要があるときは、会長に総会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を行わないことを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合において、第12条に定める定員に満たない場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 15 条 役員は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の決議により、これを解任することができる。

(報酬等)

第 16 条 役員に報酬を支給することができる。その額は、総会で定める額とする。

2 役員に費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(取引制限)

第 17 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 18 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第 4 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(権能)

第 21 条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に別に定めるものの

ほか、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 会費及び賛助会費の額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併
 - (9) 前各号で定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第 23 条第 3 項の文書に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 22 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集を請求したとき。
 - (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記した書面により招集の請求があったとき。
- 3 次に掲げる場合には、前号第 2 号の請求をした会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後、遅滞なく、招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 23 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項の規定による招集の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、日時、場所、目的である事項を示し、開会の日
の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員
が書面によって議決権を行使することができることとするときは、14 日前までに通知し
なければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した会員のうちから選任する。

(定足数)

第 25 条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、総会に出席した会員総数の過半数の同意をもって行う。

(総会における書面表決)

第 27 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない

2 議事録には、議長及び議事録を作成した者が記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 重要な規程、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 第 46 条第 2 項に定める重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

（開催）

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、毎事業年度に 3 回以上開催するものとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 14 日以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 13 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第 32 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により、理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 14 日以内を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第 34 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 37 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 13 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計、事業計画

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て定め、総会へ報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに京都府知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及びこれに伴う決算は、毎事業年度終了後、会長が、事業実績報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会で決議しなければならない。

2 前項の事業報告及び決算については、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に京都府知事に届けなければならない。

3 この法人は、第 1 項の総会終了後、直ちに、法令の定めるところにより、必要書類を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、第 47 条第 11 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金を借り入れようとするときは、短期借入金を除き、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(会計原則)

第 45 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める財務規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、前項に定める財務規程によるものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 47 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、第 51 条の規定を除き、総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、変更の認定が必要なものを除き、遅滞なく京都府知事に届け出なければならない。

(合併)

第 49 条 この法人は、総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の決議により、解散することができる。

(公益目的取得財産額の贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 52 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人と類似の目的をもつ他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報

(情報公開)

第 53 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 55 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委 任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人・一般財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人・一般財団法人法及び整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、北田貞雄とし、業務執行理事は、山口恭一とする。

附 則

この定款は、平成 23 年度定時総会議決日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年度定時総会議決の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年度定時総会議決の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年度定時総会議決の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年度定時総会議決の日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年度定時総会議決の日から施行する。